

令和6年8月から 負担限度額認定の制度が変わります

居住費にかかる自己負担限度額が、令和6年度(令和6年8月1日)から次のとおり変更となります。

変更点

居住費の1日あたりの自己負担上限額について

「負担限度額認定証」に対応した施設等を利用した際の、居住費の自己負担限度額(1日あたり)が変更となります。

令和6年7月まで

利用者負担段階	対象となる収入状況【※1】	預貯金等の資産要件【※2】	居住費(滞在費) <<1日あたり>>				食費<<1日あたり>> 【 】はショートステイ
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室【※3】	多床室	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円 【300円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下	820円	490円	490円 (320円)	370円	390円 【600円】
第3段階①		前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円超、 120万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 【1,000円】
第3段階②		前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 【1,300円】

【※1】「世帯」…世帯を分離している配偶者を含む。「年金収入額」…遺族年金などの非課税年金を含む。

【※2】第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下」となる。

【※3】従来型個室の()内は特養またはショートステイ(短期入所生活介護)

令和6年8月から

下の表中、太枠で囲まれた中の額が変更となっています。

利用者負担段階	対象となる収入状況【※1】	預貯金等の資産要件【※2】	居住費(滞在費) <<1日あたり>>				食費<<1日あたり>> 【 】はショートステイ
			ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室【※3】	多床室	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円 【300円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
第3段階①		前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円超、 120万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
第3段階②		前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】

【※1】「世帯」…世帯を分離している配偶者を含む。「年金収入額」…遺族年金などの非課税年金を含む。

【※2】第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下」となる。

【※3】従来型個室の()内は特養またはショートステイ(短期入所生活介護)